

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会告示第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和7年8月18日

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議長 溝 田 康 人

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「委員会条例」という。）に規定する委員会の開催方法等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、委員会条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（令和7年兵庫県後期高齢者医療広域連合議会告示第3号）において使用する用語の例による。

(委員会の開催方法の特例)

第3条 委員会にオンラインによる方法で出席を希望する委員は、委員会を開催する日の3開庁日前の正午までに、委員会オンライン出席届出書（別記様式）を委員長に提出しなければならない。ただし、委員長が特にやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

2 委員長は、前項の届出が委員会条例第10条の2第1項第1号に該当すると認めるとき、又は同項第2号のやむを得ない事由によるものと認めるときは、参加方法を指定した上で、オンライン出席に必要となるID、パスコード等を参加者に通知するものとする。

(オンラインによる開催方法)

第4条 オンラインによる方法での委員会の開催は、委員会条例第10条の規定による招集のときに指定した開催場所に、委員のうち少なくとも1人は出席することを要するものとする。

(電磁的記録による記録の作成及び氏名又は名称を明らかにする措置)

第5条 委員会条例第25条第3項に係る議長の定めるところは、当面の間、これを行わない。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則との関係)

第6条 委員会条例に規定する通知、作成及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年兵

庫県後期高齢者医療広域連合議会規則第 1 号) 第 9 7 条の 2 及び第 9 7 条の 3 の規定の例による。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 8 月 1 8 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

委員会オンライン出席届出書

年 月 日

兵庫県後期高齢者医療広域連合

委員長 _____ 様

申請者 _____

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程
第3条第1項の規定により、次のとおり委員会にオンラインによる方法で出席したいの
で、届け出ます。

委 員 会 の 名 称	委員会
開 催 予 定 日	年 月 日
開 催 予 定 時 間	午前 ・ 午後 時 分から
オンラインによる 参加を希望する 事 由 項 目	☐ 大規模な災害の発生による。 ☐ 感染症のまん延による。 ☐ 育児、介護による。 ☐ その他（ ）
オ ン ラ イ ン 使 用 機 種	
参加する住所・電話	(TEL:) / ☐ 自宅 ☐ 事務所 ☐ その他
登録メールアドレス	
緊 急 連 絡 先	※通信環境に不具合が生じた際の連絡先を記入